

令和6年第1回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その13）

堺 市 議 会



# 目 次

	頁
議員提出議案第 6 号	地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済） の一層の推進を求める意見書…………… 3
議員提出議案第 7 号	若者のオーバードーズ（医薬品の過剰摂取）防止対策の 強化を求める意見書…………… 4
議員提出議案第 8 号	パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の 実現に関する決議…………… 7
議員提出議案第 9 号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を 求める意見書…………… 11
議員提出議案第 10 号	沖縄県民の理解を得られない辺野古基地建設の中止及び 問題の解決を求める意見書…………… 15
議員提出議案第 11 号	2025大阪・関西万博を中止し、能登半島地震による 被災地復興支援に全力を尽くすことを求める意見書…………… 16
議員提出議案第 12 号	志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書…………… 17
議員提出議案第 13 号	企業・団体献金及び企業・団体による パーティー券購入の禁止等を求める意見書…………… 18



令和6年3月25日

堺市議会議長  
の場 慎一様

提 出 者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

白 江 米 一  
兼 城 良 剛  
信 貴 伸 太  
小 野 田 也  
上 田 勝 人  
小 堀 清 次  
野 里 文 盛  
西 村 昭 三  
田 代 優 子  
田 瀨 和 夫  
吉 川 敏 文

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
瀨 上 猛 志  
西 川 良 平  
広 田 新 一  
西 池 尻 哲 史  
山 尻 秀 樹  
大 口 秀 典 子  
宮 西 典 耕 治  
吉 本 林 健 二  
 川 本 林 健 子  
 吉 川 本 林 子  
 吉 川 本 林 守

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 議員提出議案第6号 | 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書 |
| 議員提出議案第7号 | 若者のオーバードーズ（医薬品の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書      |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じてめざすべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現をめざし、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

### 記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
3. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

各宛

## 若者のオーバードーズ(医薬品の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

### 記

1. 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども(高校生・中学生等)である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
2. 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
3. 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
4. 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
孤独・孤立対策担当大臣

各宛



令和6年3月25日

堺市議会議長  
的場慎一様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同

上 猛 志  
 藤 本 憲  
 西 哲 史  
 森 田 晃 一  
 吉 川 守

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同

乾 友 美  
 林 原 徹  
 小 堀 清 次  
 藤 本 幸 子  
 長谷川 俊 英

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第8号   パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の  
実現に関する決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の 実現に関する決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において多くの民間人の尊い命が奪われ、著しい人道危機が続いている。

ガザ地区北部から始まったイスラエル軍の地上作戦は、ガザ地区全域で展開され、本年2月には最南部のラファに達した。ラファには行き場を失った100万人以上の避難民が押し寄せており、ラファでの地上作戦によって、民間人の被害が一層拡大することが懸念されている。また、避難民の隣接国への大量流入により、紛争が周辺国にも拡大することも危惧されている。

よって、堺市議会は、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者及び国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

### 記

1. 人道目的の停戦及び人質の即時・無条件の解放
2. 国際人道法を含む国際法の遵守
3. 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、決議する。

令和6年3月27日

堺 市 議 会



令和6年3月25日

堺市議会議長  
の場 慎一様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

#### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰は、堺市民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、大阪府では1,064円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても月12万～16万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、岩手県と東京都では、同じ仕事でも時給で220円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨により、本市議会は政府に対して、下記の項目の早期実現を求める。

### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上に引き上げること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		





令和6年3月25日

堺市議会議長  
的場慎一様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同

乾 友 美  
林 原 徹  
藤 本 幸 子

堺市議会議員  
同  
同

藤 本 憲  
森 田 晃 一  
長谷川 俊 英

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 議員提出議案第10号 | 沖縄県民の理解を得られない辺野古基地建設の中止及び問題の解決を求める意見書            |
| 議員提出議案第11号 | 2025大阪・関西万博を中止し、能登半島地震による被災地復興支援に全力を尽くすことを求める意見書 |
| 議員提出議案第12号 | 志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書                               |
| 議員提出議案第13号 | 企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の禁止等を求める意見書             |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 沖縄県民の理解を得られない辺野古基地建設の中止及び 問題の解決を求める意見書

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設で、大浦湾の埋め立て予定海域にある軟弱地盤の改良工事を強行するため、斉藤鉄夫国土交通相は、玉城デニー知事が応じるのを拒否してきた設計変更の承認を代執行した。

地方自治法に基づき自治体に任された事務を国が代執行するのは初めてである。

国は国民の権利救済を目的とする行政不服審査制度を乱用し、県の判断の取り消しを行った。これについては、「国が私人に成りすますもの」だとして、多くの行政法研究者からも批判の声があがっている。沖縄県の自主性及び自立性を侵害することとなる国の代執行は、到底容認できるものではない。

憲法で定める地方自治の本旨や国と地方が対等・協力の関係であるとされた地方分権改革の趣旨を踏まえれば、今回の代執行は民意に基づく地方自治体の自主的判断を政府の意のままに覆す先例をつくるもので、沖縄県だけではなくすべての地方自治体に関わる問題である。

国の代執行を認めた福岡高等裁判所那覇支部判決でも「沖縄県側が指摘する歴史的経緯などを踏まえれば埋め立て事業に対する県民の心情は十分に理解できる。国としても県民の心情に寄り添った政策実現が求められ、国と県とが相互理解に向けて対話を重ねることを通じて抜本的解決が図られることが強く望まれている」としている。対話は、憲法の基本原理である民主主義の理念からも極めて重要であり、代執行に至る前に国と沖縄県が対話を尽くさなければならないことは当然である。

2018年12月20日に本議会で採択した「国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書」において「沖縄県知事選挙において、大きな争点の一つとなった沖縄県・辺野古沖における米軍海兵隊新基地建設について、沖縄県民は民意を示した。」としている。

よって本市議会として基地建設強行や代執行は認められず、下記の事項について強く要望する。

### 記

1. 民意に反する基地建設を中止する。
2. 代執行に基づく進行中の工事を直ちに中止する。
3. 今後、国は地方自治を侵害する代執行を行わない。
4. 引き続き、国と沖縄県との誠実な対話を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策)

各宛

## 2025大阪・関西万博を中止し、能登半島地震による 被災地復興支援に全力を尽くすことを求める意見書

1月1日に石川県で最大震度7の揺れを観測した能登半島地震は、今なお1万4,000人以上（2月1日現在）が避難生活を余儀なくされており、被災者の生活支援が課題となっている。

避難所では食料・水が不足し、下水設備が破壊されてトイレも使えず、不衛生な環境で、感染症が拡大している。暖房が無く、体力が低下して病状が悪化し、助かった命が失われる事態も発生している。

被災地の復興・支援は一刻の猶予もない喫緊の課題である。被災者の命と健康を守り、一日も早く日常の生活を取り戻すため、救命・救急活動とあわせて、ライフラインの確保、被災者の二次健康被害の防止と生活再建、河川・道路などの復旧工事など長期的な支援が必要となっている。

こうした中で、仮に万博関連工事にこれまで以上に大量の人員、重機、資材などを投入することになれば、被災地の復旧工事にしわ寄せが行くことが強く懸念されるとの声が各方面から上がっている。万博のために被災地の生活再建等が遅れるという事態をなんとしても避けるべきである。

よって、本市議会は、国に対して、資材や重機、技術者の労働力が限られているという観点に立って、万博開催を中止し、能登半島地震の被災者支援、復旧に全力を尽くすとの立場を明確にするように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣 (防災)		
国際博覧会担当大臣		

## 志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書

震度7を記録した能登半島地震では、同時に津波が起き、甚大な被害を受けた。被災地の志賀原発は破損し、北陸電力は完全復旧に少なくとも半年以上かかるとの見通しを示している。

今回の地震は長さ150kmにおよぶ活断層が動き、未知の断層と連動した可能性も指摘されている。再稼働に向けた審査のために北陸電力が規制委員会に提出している資料では、想定される活断層は最大で96kmであった。

志賀原発は運転停止中であったが、地震によって、1号機、2号機とも設計上の想定を超えた揺れが観測された。変圧器が故障し、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出した。また、使用済み核燃料プールのポンプが止まり一時的に冷却が停止するなどのトラブルが起こった。

トラブルについて、北陸電力や政府がいつ、何をどこまで把握し、明らかにしていたのかという問題がある。例えば、1月1日16時10分の地震発生後の同49分、政府の警戒本部は、「使用済燃料の冷却の状態に異常がないことを確認」と発表している。しかし、プールの溢水(いっすい)を確認したのは、1号機で17時18分。2号機は、2日の0時55分であった。油漏れの量は当初の発表とまったく違い5倍以上だった。事実関係を十分確認する前に、「異常なし」と公表していた疑念がある。

さらに、原発事故が発生した場合の避難計画にも問題がある。計画では輪島市や穴水町、志賀町などから最大15万人の避難を想定している。内閣府はその方法を、「基本は自家用車や支援者の車」としている。道路が寸断されたこの度の状況を見れば、とても現実的とは思えない。

能登地方では2020年12月から地震活動が活発化している。昨年5月には最大震度6強の地震が発生しており、北陸電力は、能登半島を「複雑な断層帯だ」と認めている。今後も能登半島周辺で想定を超える活断層が動き、想定を上回る揺れや津波、地盤の変化が志賀原発を襲う可能性は否定できず、それを予見することは極めて困難である。

日本は地震大国であり、すべての原発を廃炉にすることが必要であるが、とりわけ志賀原発は直ちに廃炉にすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣

各宛

## 企業・団体献金及び企業・団体によるパーティー券購入の 禁止等を求める意見書

自民党の政治資金パーティーをめぐる問題で、4人もの閣僚が更迭され、安倍派、二階派の事務所が強制捜査され、国会議員を含め逮捕者が出るという、前代未聞の事態となっている。巨額の資金を「隠れ企業献金」として集めたうえ、政治資金収支報告書にも記載せずに「裏金」にし、「脱税」疑惑まで浮上している。

安倍派は毎年開く政治資金パーティーの際、ノルマを超えてパーティー券を売った議員にその代金をキックバック（還流）していた。還流分は政治資金収支報告書に記載されず、裏金となっており、総額は直近の5年間だけで約5億円に上るとされている。

裏金づくりは誰からの指示だったのか、何に使われたのかなどの説明はこれからである。

パーティー収入を巡る不記載は安倍派、二階派だけでなく、岸田派、麻生派、茂木派でも明らかになっており、自民党全体の体質の問題である。

岸田首相は、自身が本部長になる「政治刷新本部」を党内につくると表明し、最高顧問には安倍政治を支えてきた麻生太郎元首相、菅義偉元首相が就任した。しかし、JNNが1月6、7日に実施した世論調査では「政治刷新本部」に「期待しない」は59%に上り、国民の不信は払拭されない。

金権政治を一掃するには、パーティー収入を含め企業・団体献金を全面禁止し、癒着の根を断つ以外にあり得ないことから、国において政治資金規正法の改正を行い、下記の事項について早急に実現を図るよう強く要望する。

### 記

1. 企業・団体による寄附を禁止すること。
2. 政治資金パーティー収入を寄附とみなすことにより、公開基準を現行20万円超から寄附と同等の5万円超に改めること。また、企業・団体によるパーティー券購入を禁止すること。
3. 政治団体の代表者に、当該団体と会計責任者への監督責任を課すこと。
4. 個人による政党・政治資金団体への寄附総額上限を年1,000万円（現行2,000万円）に、他の政治団体（資金管理団体含む）への寄附総額上限を年500万円（現行1,000万円）に引き下げること。
5. 罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣

各宛

令和6年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その13)

---

令和6年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市配架資料番号

1-B2-23-0021

